

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年6月16日
【会社名】	V Tホールディングス株式会社
【英訳名】	VT HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 一穂
【本店の所在の場所】	愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40
【電話番号】	0562(34)5432(代表) (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理部長 山内 一郎
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号
【電話番号】	052(203)9500(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理部長 山内 一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 0円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 422,184,000円
	(注)1. 本募集は、平成26年6月24日開催の当社定時株主総会の決議及び平成27年6月1日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものです。 2. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、及び各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)がその権利を放棄した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年6月1日付けで東海財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成27年6月16日に「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」「新規発行による手取金の額」が確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
 - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

	<省略>
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の <u>株東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）</u> または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は（注）2．に定める調整に服する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 383,376,000円（注） （注） 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、平成27年5月29日の時価を基礎として算出した見込額です。
	<省略>

<省略>

(訂正後)

	<省略>
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、 <u>718円</u> とする。ただし、行使価額は（注）2．に定める調整に服する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 422,184,000円
	<省略>

<省略>

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）（注）1．	発行諸費用の概算額（円）（注）2．	差引手取概算額（円）
383,376,000	6,000,000	377,376,000

（注）1．払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、平成27年5月29日の時価を基礎として算出した見込額です。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、及び新株予約権者がその権利を放棄した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(訂正後)

払込金額の総額（円）（注）1．	発行諸費用の概算額（円）（注）2．	差引手取概算額（円）
422,184,000	6,000,000	416,184,000

（注）1．払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、及び新株予約権者がその権利を放棄した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。